

## 議題4

### 運賃協議分科会の設置について

## **議題4**

**運賃協議分科会の設置について**

**(コミバスの運賃改定に向けて)**

# コミバスの現状整理 (1 / 4)

- かしはら市コミュニティバスは、  
 (平日) 大和八木駅～榎原市昆虫館  
 (土日祝) 大和八木駅～榎原市昆虫館  
 ～榎原神宮前駅 を運行
- 平日の最も多い利用ニーズは、  
 大和八木駅～医大病院玄関口



# コミバスの現状整理（2／4）

- 平日の最も多い利用ニーズは、大和八木駅～医大病院玄関口

「令和5年度 コミュニティバス 乗降調査」

（令和5年6月9日・12～15日（5日間）の平均）

大和八木駅→橿原市昆虫館

停留所	乗車	降車
大和八木駅（南）	45.0	0.0
橿原市役所前	1.4	0.0
医大病院玄関口	0.6	30.6
かしはら万葉ホール	0.2	4.6
橿原市藤原京資料室前	0.0	2.8
飛驒町	0.0	2.4
別所町	0.0	0.8
木之本町	0.2	0.6
南浦町	0.0	0.0
南山町	0.0	0.4
橿原市営香久山墓園	0.0	3.2
橿原市昆虫館	0.0	2.0
合計	47.4	47.4

橿原市昆虫館→大和八木駅

停留所	乗車	降車
橿原市昆虫館	2.4	0.0
橿原市営香久山墓園	2.4	0.0
南山町	0.8	0.0
南浦町	1.2	0.0
木之本町	0.4	0.0
別所町	0.4	0.0
飛驒町	2.2	0.2
橿原市藤原京資料室前	5.0	0.0
かしはら万葉ホール	2.8	0.4
医大病院玄関口	25.0	1.6
橿原市役所前	0.2	2.8
ミガラス橿原市役所分庁舎	0.0	1.6
大和八木駅（南）	0.0	36.2
合計	42.8	42.8



## コミバスの現状整理（4 / 4）

- コミバスの運賃は170円
- 重複している奈良交通路線バスの区間運賃は220円（R6.2.1～）  
（過去、H21.12～：180円、H26.4～：190円 に改定）
- 運賃の開きが大きく、今後ますますコミバスに利用が流れることが予測される
  - ①同一時間帯の奈良交通路線バスの利用者の減少・減収
  - ②コミバスの利用者増による混雑及び医大以南：昆虫館方面へのバス利用者の乗車が困難になる・・・などの影響が生じる。

是正（同一区間 同一運賃）が必要

# 運賃協議分科会の設置

- コミバスの運賃・・・道路運送法上の「協議運賃」にあたる  
（原則）国が認可する上限の範囲内で、各バス事業者が決定  
⇔ 地域公共交通会議における協議で運賃を決定（＝協議運賃）
- 協議運賃の改定に向けた協議の手順（R5.10.1～法改正による）
  1. 公聴会の開催等により住民等の意見を聞く
  2. 運賃協議会で協議⇒協議が調えば運賃を届出

檀原市地域公共交通会議の  
分科会として設置

# 運賃協議分科会の設置

- 橿原市運賃協議分科会設置規程（案）について

（議案4 別添資料）

委員について

- （1）市長又はその指名する者
- （2）協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）国土交通省近畿運輸局長又はその指名する者
- （4）市長が住民の意見を代表する者として指名する者

# 運賃改定に向けたスケジュール（案）

1. 令和6年秋頃 公聴会（又はパブコメ等）を実施



2. 運賃協議分科会の開催



3. 令和7年1月 橿原市地域公共交通会議で協議結果を報告



4. 近畿運輸局に運賃届出（改定の30日前まで）及び住民周知



5. 令和7年春以降 運賃改定

## 橿原市運賃協議分科会設置規程（案）

（目的）

第1条 運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第9条第4項に規定される運賃等（以下、「協議運賃」という。）について協議するため、橿原市地域公共交通会議規約第6条の規定に基づき設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、次の事務を所掌する。

- （1）協議運賃に関すること
- （2）その他目的を達成するために必要な事項

（委員）

第3条 分科会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- （1）市長又はその指名する者
- （2）協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）国土交通省近畿運輸局長又はその指名する者
- （4）市長が住民の意見を代表する者として指名する者

2 委員の任期は、当該協議運賃に係る協議が終了するまでとする。

（委員長）

第4条 委員長は、前条第1項第1号に規定する者が務める。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面にて開催することができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、次条に定めるものを除き、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

（協議結果の報告）

第7条 委員長は、会議において協議が調った次の各号に掲げる事項について、橿原市地域公共交通会議へ報告するものとする。

- （1）協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- （2）運賃を適用する路線又は営業区域

(3) 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(4) 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

(5) その他委員長が必要と認める事項

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、檀原市地域公共交通会議事務局において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が分科会に諮って定めるものとする。